

群馬県環境影響評価条例施行規則の一部改正(案)に対する意見

番号	項目	提出された意見の概要(要旨)	意見に対する考え方	意見の採択により改正した箇所の有・無	改正箇所	
					改正前	改正後
1	太陽光発電施設	太陽光発電の発電出力は季節・時間などに左右されるため、①蓄電池の併設や、②出力変動を吸収するための自家発電との併用が、環境保全上望ましく必要不可欠である。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—
2	太陽光発電施設	屋根置き型太陽光発電による再エネ電力の自家消費は、温室効果ガス削減に寄与しうるものとして賛同する。	建築物への太陽光発電設備等の設置を誘導し、再エネ導入を促進します。	無	—	—
3	太陽光発電施設	太陽光発電施設について、屋根置き型も耐用年数によりいずれ撤去せざるを得ず、長い目でみるといかがなものかと思う。野立型は環境影響評価の対象とし、屋根置き型は対象外とするところがあるが、いかがなものか。 また、野立型はアセス条例の適用で一般地域と配慮地域で面積を基準として適用を判断するところがあるが、同じにした方がよいのではないか。	太陽光発電は、環境への影響が大きい野立型から屋根置き型へ誘導したいと考えております。また、配慮地域はより環境に配慮する必要があるため、一般地域よりも厳しい規模要件としています。	無	—	—
4	自家発電施設	化石燃料使用自家発電施設の更新のうち、著しく環境負荷を増大させることに該当しない場合においては、条例アセスの規模要件における排出ガス量の算入から除外すべき。	温室効果ガス排出量ゼロを実現するため、化石燃料を使用する自家発電施設からの温室効果ガスの排出を削減する必要があります。	無	—	—
5	自家発電施設	CO2削減や停電対策に有効なコジェネの導入を見送るなどの影響があるため、『化石燃料を使用する自家発電施設』を環境影響評価の対象から外すべき。	温室効果ガス排出量ゼロを実現するため、化石燃料を使用する自家発電施設からの温室効果ガスの排出を削減する必要があります。	無	—	—
6	自家発電施設	再生可能エネルギーの普及拡大には、調整力の高い電源(コージェネ)の導入が必要でありながら、その建設・更新が過度に滞ることによって地域のシステムの安定性が損なわれることが懸念される。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—
7	自家発電施設	群馬県アセス条例において、東日本大震災後に一定規模の自家発電施設を導入した事業所は、本来であれば適用されるアセスが特例措置として除外された経緯がある。今回の施行規則改正により、このような事業所での将来の更新時にはどのような影響が考えられるか。	自家発電施設の更新時には、事業所全体の排ガス量が規模要件を超える場合、アセス手続きを行う必要があります。	無	—	—
8	自家発電施設	『自家発電施設の更新時に、太陽光発電施設の新規導入を含め事業場全体の温暖化ガス排出量が削減される場合には、排出ガス量が4万Nm3を上回ってもアセス対象の判断は個別に協議・判断する』等の特例措置を検討してほしい。	温室効果ガス排出量ゼロを実現するため、化石燃料を使用する自家発電施設からの温室効果ガスの排出を削減する必要があります。	無	—	—
9	自家発電施設	既に自家発電を所有する事業者が経年自家発電の更新を検討する場合、アセスを実施しない前提で取りうるケースとしては下記が考えられる。 ・小規模自家発電での更新【規模の縮小】 ・太陽光発電の設置【発電施設の変更】 ・エネルギー源を問わず自家発電をやめる【発電の断念】 どのケースにおいても結果的に事業場単位として温暖化ガス排出量が増えることも想定される。温暖化ガス削減につながる、アセスでの特例措置なども検討してほしい。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—

番号	項目	提出された意見の概要(要旨)	意見に対する考え方	意見の採択により改正した箇所の有・無	改正箇所	
					改正前	改正後
10	自家発電施設	全ての自家発電施設の更新時にアセスが必要であるとの誤解がないよう、対象事業を明確にしてほしい。	御意見を踏まえ、アセスの対象とする更新の要件を明確にします。	無	—	—
11	自家発電施設	アセス対象規模となる自家発電施設の更新時に、同容量の太陽光発電施設に置き換えたとした場合、試算によると、当該事業者の温暖化ガス発生量が增大する可能性も想定される。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—
12	自家発電施設	・コージェネを含めてもアセス規模にならない企業で『群馬県内ではコージェネが設置出来ない』との誤解を招きかねない。 ・群馬県は、交通の便・強固な地盤・豊富な水源などの地域の強みをもとに全国有数の参入企業の誘致実績を積み上げてきたが、環境影響評価条例の有無が事業者の移転先の選択に影響を及ぼす(他県への工場進出)可能性も考えられる。新規参入事業場においては、太陽光発電の導入を前提に、魅力ある工場立地県を維持継続できるような運用を検討してほしい。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—
13	自家発電施設	・既存の自家発電施設の更新は、全てが対象になるわけではない(小規模施設など)旨、明記してほしい。 ・将来のリプレースにより、自家発電施設を含む事業所の全体の排ガス量が4万Nm3以上となる場合でも、『ぐんま5つのゼロ宣言(温室効果ガスゼロ)』に資するリプレースの場合はアセス適用の対象外とする、などの特例措置を設定してほしい。	御意見を踏まえ、アセスの対象とする更新の要件を明確にします。	無	—	—
14	自家発電施設	資料の記載では、化石燃料による自家発電施設は、規模によらず全て環境影響評価の対象と誤解される懸念がある。 自家発電施設が、条件(事業場全体の排ガス量)によって環境影響評価の対象になる旨、記載してほしい。	施行規則では、要件を明確にしています。	無	—	—
15	自家発電施設	合計排ガス量とアセス対象範囲を明記されることを検討してほしい。	施行規則では、要件を明確にしています。	無	—	—
16	自家発電施設	化石燃料(特にクリーンな燃料である都市ガスを使う場合)使用自家発電施設と太陽光発電の組合せは、環境配慮面(温室効果ガスの削減)と発電運用の安定面で優位性を持つため、必ずしも「どちらかを選択する」ものではなく、その組み合わせの利点や優位性を踏まえた誘導政策を考案してほしい。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—
17	自家発電施設	環境省や経済産業省では、脱炭素実現のために天然ガスによる自家発電が太陽光など再エネ施設を補完する施設として期待している。自家発電と太陽光の組合せは、温室効果ガス削減に大いに寄与しうるため、貴県としての補助金や法人税優遇などの助成制度の設置を検討してほしい。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—

番号	項目	提出された意見の概要(要旨)	意見に対する考え方	意見の採択により改正した箇所の有・無	改正箇所	
					改正前	改正後
18	自家発電施設	・太陽光とコージェネレーションは決して比較されるものではなく、共存共栄が可能な組合せと考える。化石燃料ながらも天然ガスのコージェネレーションが、調整電源として太陽光発電を補完することで、再生可能エネルギーの普及がなされるものと、国の諸政策で位置づけられている。再エネと自家発電により自家消費がなされることで、結果的には環境負荷の高い火力発電からの温暖化ガスの排出量の低下が脱炭素につながるものとする。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—
19	自家発電施設	水素やアンモニアの利用検討は、まずは事業用火力発電所での実証が始められ、その後に分散型発電設備(需要家)に水平展開がなされる時間軸となる。 化石燃料使用自家発電施設については、メタネーション(排出CO2を回収し、再エネ由来水素H2と合成してCH4(メタン)を造る技術)が期待される技術となる。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—
20	自家発電施設	メタネーションは、温室効果ガス削減のため、再エネ・水素・アンモニア同様、大きな期待が国を挙げてなされている技術である。また、水素やアンモニアは現在の自家発電施設ではすぐには利用できない燃料である。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—
21	自家発電施設	事業場は自家発電施設、ボイラーなどと合わせた全体の排ガスを届けている認識だが、資料に記載の単体で排出ガス量4万Nm3以上の自家発電施設に関して、事業所数、発電施設台数、総発電容量、燃焼種別の詳細を教えてください。	個別の施設については、個々の法人に関する情報であり、公表できません。	無	—	—
22	自家発電施設	化石燃料を使用する自家発電施設を工場・事業場から排出されるガス量に参入し、再生可能エネルギーによる自家発電施設からの排出ガスを従来どおり算入しないというのはいかがなものか。同じ排出ガスなので、同等にすべきでは。 将来的に水素、アンモニア等に燃料を転換するという考え方である様だが、誘導の仕方はいかがなものか。	温室効果ガス排出量ゼロを実現するため、化石燃料を使用する自家発電施設からの温室効果ガスの排出を削減する必要があります。	無	—	—
23	その他	温室効果ガス排出ゼロの実現は、全体最適に基づいて『足元の技術や施設の最適な選択や組合せ』も必要不可欠と考える。 県には、県民や県内企業に対して『エネルギー全体の政策』を示してほしい。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—
24	その他	県内では落雷による停電対策としても自家発電が採用されているが、5つのゼロ宣言でも提唱されている『災害時の停電ゼロ』に有益な自家発電が普及されにくくなるのが懸念される。 停電対応型自家発電設備がアセス対象となる場合は、アセス手続きの軽減等、レジリエンスの観点での特例措置を検討してほしい。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—
25	その他	弊社においても、自家発電(都市ガスのコージェネレーション)のみに限定せず、群馬県の地域特性や個々のお客様の事情に合わせての全体最適に基づく脱炭素提案を行っている。 太陽光発電施設においても、事業展開を進めており、県政策推進の一助となるよう尽力していきたい。	御意見は、今後の参考にさせていただきます。	無	—	—

意見提出数 7件 意見延べ数 25件